

# 会津若松市議会政策討論会 第3分科会 中間総括



平成 29 年 8 月 9 日

政策討論会 第3分科会

委員長	成	田	芳	雄
副委員長	古	川	雄	一
委員	内	海		基
委員	讓	矢		隆
委員	成	田	眞	一
委員	渡	部		認
委員	戸	川	稔	朗

## 【目次】

第 1	はじめに	1
第 2	第 3 分科会の具体的テーマ設定	1
	(1) 前期議会からの申し送り事項と市長への政策提言事項	
	(2) 問題分析のための具体的テーマの設定	
第 3-1	テーマ別検討経過	
	第 1 テーマ：産業振興基本条例等の政策的手法の検討	3
	(1) 調査研究の経過	
	① 専門的知見の活用	
	② 行政調査の実施	
	③ 地域産業を担う関係団体との懇談会の実施	
	④ 懇談会の総括	
	⑤ 県内 12 市の事例研究	
	(2) 委員間討議による意見の集約	
	① 条例制定の必要性	
	② 条例制定の方向性	
	③ 条例制定の手法	
	④ 条例を制定する際に必要な要素	
	(3) 審査への反映	
第 3-2	テーマ別検討経過	
	第 2 テーマ：交流人口の拡大と地場産業の振興・連携施策のあり方	14
	(1) 調査研究の経過	
	① 行政調査の実施	
	② 懇談会の総括	
第 4	次期分科会への申し送り事項	16
第 5	これまでの調査研究に係る経過一覧	17

## 第1 はじめに

政策討論会第3分科会（以下「第3分科会」という。）では、平成23年12月8日の政策討論会全体会で割り振られた10の討論テーマのうち、「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」について、前期議会からの申し送り事項を踏まえながら、問題分析のための具体的テーマを設定し、専門的知見の活用や産業経済委員会での行政調査、地域産業を担う関係団体との懇談会等、さまざまな機会を得ながら調査研究を行い、地域経済の実態把握と持続可能な地域産業のあり方についての認識を深めてきた。

今般の中間総括においては、第1に、第3分科会における具体的な調査研究テーマについて示すとともに、第2に、テーマ別の検討経過、第3に、次期分科会へ申し送るべき今後の調査研究事項について報告し、当分科会の中間総括としようとするものである。

## 第2 第3分科会の具体的テーマ設定

### (1) 前期議会からの申し送り事項と市長への政策提言事項

平成27年8月11日に開催された各派代表者会議において、前期議会からの申し送り事項と市長への政策提言事項について確認がされた。

前期議会の第3分科会からは、『政策討論会第3分科会においては、これまで「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」について具体的なテーマとして「地域経済が持続可能な形で活性化するあり方」や「地域産業を維持・育成することができる方策（仕組みづくり）」について政策研究を進めてきたところであり、政策研究を進めていく中で本市における「産業振興基本条例の制定」が、少子高齢化による人口の減少とそれに伴う地域経済の衰退、経済活動のグローバル化による海外との競争激化、後継者不足等、地域産業を取り巻く問題・課題を解決する一つの政策的な手法ととらえ、その考えをまとめたところである。

なお、今後の取り組みとしては、『産業振興基本条例制定後の運用のあり方や地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成についてさらなる政策的手法の模索等、今後の研究課題であると認識している。』との申し送り事項が示

されたところである。

また、前期議会の第3分科会からは、市長への政策提言事項として、以下3点の事項がまとめられたところである。

**【前期議会でまとめた市長への政策提言事項】**

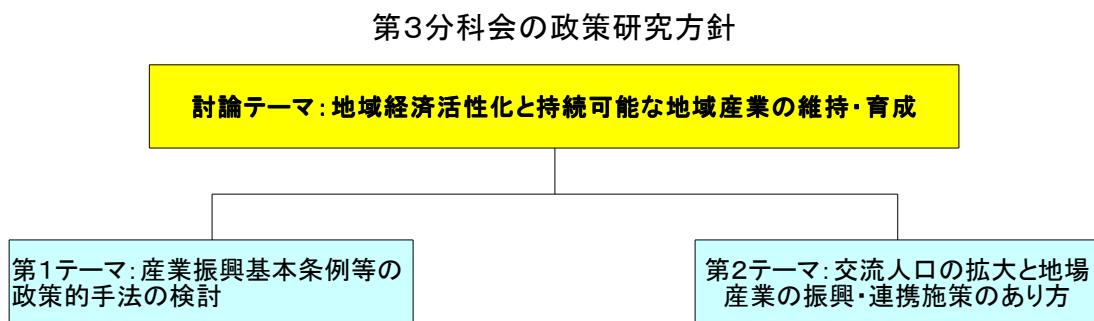
- i 地域産業の振興に向けた関係団体とのさらなる連携・強化の充実
- ii 産業振興基本条例等の政策的手法の検討
- iii 産業振興会議等の（話し合う）場の創設

**(2) 問題分析のための具体的テーマの設定**

第3分科会では、前期議会からの申し送り事項及び市長への政策提言事項を踏まえ、割り振られた討論テーマである「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」について問題分析するための具体的テーマの協議検討を行った。協議検討の結果としては、引き続き産業振興基本条例等の政策的手法を検討するほか、新たに交流人口の拡大と地場産業の振興・連携施策のあり方についてを、第3分科会における問題分析のための具体的テーマとして設定し、政策研究する旨を確認した。（図1：第3分科会の政策研究方針参照）

なお、これら2つの具体的テーマを検討する際には、地域産業を担う農業・林業・商工業・観光業などの実態を出来る限り把握しながら、問題を分析することが重要であることから、関係団体との懇談会を適宜実施し調査研究を進める旨を確認したところである。

**【図1：政策研究方針】**



**【具体的研究手法】**

- ①地域産業を担う農林業・商工業・観光業などの実態を把握しながら分析。
- ②専門的知見の活用、産業経済委員会の行政視察、予算審査・決算審査を通して分析。
- ③上記①、②を踏まえた委員間討議により分科会としての考え方をまとめる。

## 第3-1 テーマ別検討経過

### 第1テーマ：産業振興基本条例等の政策的手法の検討

#### (1) 調査研究の経過

##### ① 専門的知見の活用

本テーマの問題分析に当たっては、地域産業政策の重要性や意義、地域経済の発展における中小企業、観光業、農業、林業、市場等の地域に根ざした事業者が担う役割、地域産業の活性化に向けた自治体政策の取り組み事例（産業振興基本条例の制定や産業振興会議のあり方等）について理論的かつ具体的な考え方を学ぶため、以下のとおり政策研究セミナーを開催したところである。

##### ア) 政策研究セミナー

テーマ：地域産業の活性化方策を考える

講師：高崎経済大学 地域政策学部 河藤 佳彦 教授

開催日：平成28年2月12日（金）午後2時30分～午後5時

##### 【概要】

- ・地域主義とは、市民の主体的な取り組みにより、地域の個性を最大限に活かした産業や文化を創造すること。
- ・内発的発展とは、各々の地域が独自の個性を発揮し、人々に物質的・精神的豊かさを実現すること。
- ・地域資源とは、地域活性化に有益なあらゆる存在のこと。
- ・「地域主義」に基づく「内発的発展」の実現のため「地域資源」を有効活用することが、地域経済の再生・活性化にとって重要である。
- ・地域産業政策の実効性を高める要件としては、1) 地域の産業特性に相応しい政策手段の選択、2) 地域産業の的確な実態把握、3) 地域の基幹産業は何か、地域資源を活用して新たな地域産業を開拓できる可能性の見極めなど、以上3点が重要である。
- ・地域に根ざす中小企業は、地域の企業や消費者と密接な関係を有する地域産業の重要な担い手である。
- ・自治体の地域産業政策を有効に推進するための方策として、先進自治体では、中小企業振興基本条例の制定、産業振興会議の設置、中小企業サポートセンターの設置などの取り組みを行っている。

## ② 行政調査の実施

第3分科会の委員で構成する産業経済委員会では、本テーマと関連性を持たせながら、行政調査を実施してきた。行政調査では、調査先自治体の具体的事例や取り組みについて理解を深めるとともに、地域経済の活性化と地域産業の維持・育成に向けた政策的な手法を進めていくためには、どのような要素や考え方が必要であるのかという視点を意識しながら、調査に臨んだところである。行政調査の概要は以下のとおりである。

### ア) 調査地 : 埼玉県上尾市

テーマ : 上尾市産業振興ビジョンに基づく産業振興会議の取り組みについて

実施日 : 平成27年11月18日(水)

上尾市では、中小企業基本法の改正に伴い、国や地方公共団体が中小企業者への支援策を実施する責務を負うこととされたことから、地域経済の活性化、産業競争力の強化、新たなまちの魅力の創出を実現するため上尾市産業振興ビジョンを策定した。上尾市産業振興ビジョンの特徴としては、1) ビジョンに掲げる「産業」の定義として、農業・商業・工業・観光業を含めた全ての産業分野を対象としている。2) ビジョン実現に向けた推進体制の構築(産業振興会議の設置)に重点を置く。3) 産業振興に関わる各主体の役割を示す(市、国、県、産業者、関連団体、市民)それぞれの役割。4) 産業振興施策について、基本方針ごとに分類し、実施主体や大まかなスケジュールを示す。5) 社会情勢や国の施策動向の変化等により、ビジョンに盛り込んだ内容の変化や新たな施策の変更等、必要がある場合には柔軟に対応する。など5点が挙げられる。

なお、上尾市産業振興ビジョンに位置づけられている産業振興会議は、学識経験者、産業関連団体、中小企業、行政、市民の代表者によって組織され、産業振興のあり方や地域の実態などをテーマに沿って検討する場である。産業振興会議の最終目標としては、産業者への適切な支援を行い、ひいては上尾市民が豊かになることを目指している。

第3分科会では、さまざまな地域産業者が一堂に会し、多様な視点から各産業における実態や施策のニーズ等について意見を交わす場を設定することの重要性について確認をした。

イ) 調査地：山梨県甲府市

テーマ：地方卸売市場の指定管理者制度導入の経過と現状について

実施日：平成 27 年 11 月 19 日（木）

甲府市地方卸売市場では、平成元年頃をピークに青果や水産の取り扱い数量や取り扱い金額が減少をたどり、平成 19 年度にはピーク時の約 4 割から 5 割の減少となった。このような状況を踏まえ、平成 20 年 3 月、甲府市中央卸売市場の活性化と新たな市場運営のあり方を示した「甲府市中央卸売市場見直し方針」を策定した。

また、平成 21 年度にはこの見直し方針に基づき、より具体的な市場運営の方法や実施方針、さらには老朽施設（昭和 48 年に開設）の整備方針などを定めるとともに、市場の見直し作業を計画的かつ着実に実施していくため、平成 27 年度までを終期とした「甲府市中央卸売市場見直し計画」の策定に至る。なお当該見直し計画の中では、管理運営コストの縮減や市場の活性化を図るため、中央卸売市場から地方卸売市場への転換、指定管理者制度の導入が盛り込まれ、着実な取り組みが行われた。

第 3 分科会では、市場を取り巻く環境は少子高齢化、消費・流通形態の多様化、生産者、小売店の減少等の影響により、全国的に厳しい状況ではあるが、改めて、本市市場における役割を認識し、機能の充実や新たな市場運営のあり方を模索することが、本市地域経済の活性化にとって重要である点を確認した。

**③ 地域産業を担う関係団体との懇談会の実施**

本テーマの問題分析に当たっては、地域産業を担う農業・林業・商工業・観光業などの実態を把握しながら進めることが重要であるとの視点から、関係団体との懇談会を実施した経過にある。

なお、懇談会では第 3 分科会の委員が、平成 27 年 12 月に会津若松商工会議所によって取りまとめられた会員事業所を対象とした経営実態調査結果を活用・報告した上で、当該調査結果では把握しきれない各団体の実態、声をお聞きするとともに、第 3 分科会で調査研究を行っている 2 つの具体的テーマ（産業振興基本条例等の政策的手法の検討、交流人口の拡大と地場産業の振興・連携施策のあり方）について、忌憚のないご意見を得るた

めの場として実施したところである。(図2、表1：懇談会の実施方針及び実施団体参照)

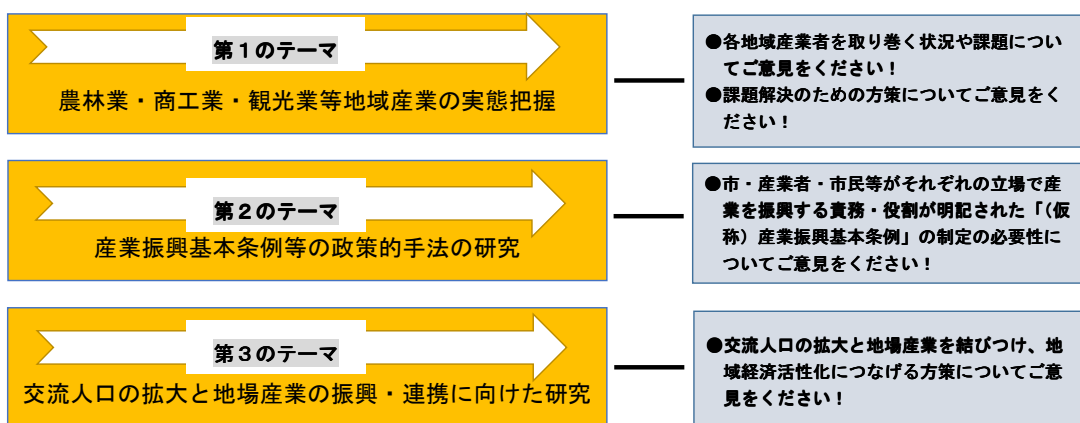
【図2：懇談会の実施方針】

会津若松市議会政策討論会第3分科会では、以下の  
討論テーマを設定し、元気な会津若松市を目指しています！！

●会津若松市議会政策討論会第3分科会の討論テーマ

**地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成**

●懇談会での具体的な3つのテーマ



【表1：懇談会の実施団体】

NO	年月日	団体名	参加者数(人)
1	平成27年11月17日	公設地方卸売市場事業者	4
2	平成28年2月1日	東山温泉観光協会	10
3	平成28年2月3日	芦ノ牧温泉観光協会	9
4	平成28年2月10日	会津若松商工会議所部会長	10
5	平成28年5月11日	中小企業家同友会会津地区	7
6	平成28年5月11日	会津若松商工会議所青年部	15
7	平成28年5月16日	会津若松漆器協同組合	6
8	平成28年7月19日	会津若松市農業委員会農業委員	11
9	平成28年8月23日	会津若松市商店街連合会	10
10	平成28年11月4日	あいづ商工会	10
11	平成28年12月27日	JA会津よつば会津地区	10

**④ 懇談会の総括（実態及び産業振興基本条例等の政策的手法について）**

懇談会では、深刻な風評被害の現状や後継者等なり手不足の状況について貴重なご意見を頂くとともに、産業振興基本条例については、地元の中小企業や小規模企業を振興するという市の姿勢を条例によって明確にすることは意義がある、食料・農業・農村基本条例など既に条例化されているものとの整合性が図られるのか、条例を制定して果たして地域経済が活性化するのか、などさまざまな忌憚のないご意見を頂いたところである。



第3分科会では、懇談会でのご意見を踏まえ、産業振興基本条例については、主体者となる地域産業者や各種団体の理解と制定に向けた機運の醸成が重要であることを認識するとともに、産業振興に係る既存の各条例（農業や観光）の整理などさらなる調査・研究を進めていくことを確認した。

なお、懇談会での主な意見は次のとおりである。（※交流人口の拡大等の意見は後述）

#### ア) 地域産業の実態について

- ・ 風評被害の実態を検証すべきではないか。
- ・ 深刻な人材不足に悩まされている。高校生や若い人材が、首都圏へ流出してしまう。
- ・ 漆器組合では、多いときで680組合員いたが、今は100組合員となり、約6分の1となった。漆器は、昭和までは漆器産業だったが、以降、漆器文化産業となり、今は文化のみの産業としての現状である。今後は文化もなくなってしまうのではないかと危惧している。
- ・ 商店街の課題として後継者がいない。新規参入者の受け入れも課題。商店をやりたい人、やめたい人のマッチングをどうするかが課題だ。
- ・ あいづ商工会は、小さな中小企業の集まり。会員企業の経営状況は、現状維持が精一杯。後継者はいるが、経営が厳しいので継がせたくない、継がないという方がほとんどである。
- ・ 後継者問題、担い手問題は深刻である。一定の収入があれば後継者はついてくる。一定の収入を得るためにどうすべきか考えることが重要である。

#### イ) 産業振興基本条例等の政策的手法について

- ・ 中小企業振興という理念を掲げた条例を制定することで、市の各事業に対する取り組み、力の入れ具合も変わってくると考える。会津清酒の普及の促進に関する条例（いわゆる乾杯条例）を制定したことで、酒の需要や行政の力の入れ具合も変わったのではないか。県内では、最近になって福島市やいわき市が、中小企業振興基本条例・小規模企業振興条例を制定している。
- ・ 産業振興基本条例を制定する意味がわからない。既存条例のどこが駄目なのか。条例を制定することで地域経済が果たして良くなるのか。
- ・ 地域産業を振興するという基本的な方針が示されること（条例）は

良いことだと思う。漆の例だが、岩手県二戸市の浄法寺町では、各課横断的な漆産業課があり担当者が替わっても漆を振興する事例がある。

- ・ 平成 14 年に制定された食料・農業・農村基本条例で不十分と考えているのか。
- ・ 条例については、良い提案だと思う。商店街だけでなく、地域全体が良くなるよう努めるべきである。
- ・ あいづ商工会の方針としては、小規模企業の育成、事業継続・維持を推進する条例の制定を働きかけている。

### ⑤ 県内 12 市の事例研究

第 3 分科会では、「県内では、中小企業や小規模企業に対する振興条例の制定の動きがある」との懇談会での意見を踏まえ、問題分析の参考とするため、県内の条例の制定状況を調査した経過にある。

調査結果については、以下のとおりである。

- ◎ 調査先 県内 12 市（会津若松市を除く）
- ◎ 調査手法 アンケート調査
- ◎ 調査結果 中小企業、小規模企業を振興する条例有り… 4 市  
中小企業、小規模企業を振興する条例無し… 8 市

#### 【条例を制定している 4 市の概要】

項目	福島市	郡山市	いわき市	須賀川市
条例名	中小企業振興基本条例	中小企業及び小規模企業振興基本条例	中小企業・小規模企業振興条例	中小企業・小規模企業振興基本条例
施行月日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成28年4月1日	平成29年1月1日
制定理由	①中小企業憲章の閣議決定 ②関係団体等の要望 ③市長の公約	①中小企業・小規模企業振興の機運の高まり ②中小企業を取り巻く環境変化 ③関係団体等の要望	①中小企業・小規模企業の地域経済における重要性を認識	①地域経済の低迷 ②中小企業をめぐる法改正 ③関係団体等の要望
提案者	執行機関	執行機関	執行機関	執行機関
条例の特徴	①中小企業振興会議の設置 ②中小企業振興プログラムの策定	①理念として地域経済循環促進を規定 ②理念として国内外に向けた事業展開促進を規定 ③風評払拭、震災復興を規定	①小規模企業への配慮規定 ②人的財産の重要性を規定 ③ワークライフバランスを規定 ④中小企業振興における教育機関の役割等規定 ⑤震災復興を規定	①市、中小企業、小規模企業者、経済団体・金融機関教育機関、市民の役割・連携・相互協力を規定
産業振興会議の設置有無	有 名称: 中小企業振興会議	有 名称: 中小企業及び小規模企業振興会議	有 名称: 中小企業・小規模企業振興会議	有 名称: 中小企業・小規模企業振興会議

## (2) 委員間討議による意見の集約

第3分科会では、専門的知見の活用をはじめ、行政調査や懇談会の実施、県内12市の事例研究などさまざまな手法を活用しながら、調査研究に取り組んできた。これらを踏まえ、産業振興基本条例等の政策的手法のあり方について委員間討議を実施し、以下のとおり考え方を整理したところである。

### ① 条例制定の必要性

これまで第3分科会では、産業振興基本条例等の政策的手法の研究を通して、改めて産業振興や地域経済の活性化を進める際には、産業の実態を的確に把握し、その実態を反映させた適切な施策の構築が不可欠であるとともに、関係団体と連携・協力し、意見を出し合いながら進めることが重要であると認識したところである。

このような取り組みについて行政、関係団体、市民の間で担保させるためには、産業振興や地域経済活性化に向けた理念、効果的な施策の前提となる実態調査の実施、多様な視点から、さまざまな関係者間で地域経済の実態や施策ニーズについて意見を交わす場の創設（産業振興会議）を規定した条例の制定が必要であるとの考えをまとめた。

### ② 条例制定の方向性

第3分科会では、前期分科会の申し送り事項を踏まえ、農業を含めた全ての地域産業者の振興を目的とする産業振興基本条例の制定に向け、政策研究に取り組んできたところである。しかしながら、国の中小企業憲章の閣議決定、中小企業基本法の改正、小規模企業振興基本法の制定などの動向や既存条例（食料・農業・農村基本条例や観光振興条例）との兼ね合い、さらには懇談会でのご意見などを鑑み、まずは、これまで地域経済、雇用を支えてきた中小企業・小規模企業に焦点を当てた「中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定に向けて、分科会として取り組むことが重要であるとの考えをまとめた。

### ③ 条例制定の手法

「中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定手法としては、新たな条

例の制定ではなく、補助金の交付を目的とした現行の中小企業振興条例の改正を視野に入れ、執行機関と議論・協議を重ねながら検討していくことが確認された。また条例制定に当たっては、振興理念、実態調査、意見を交わす場の創設（産業振興会議）の3点を規定することが特に重要であるとともに中小企業といっても過言ではない農林事業者との連携や協力といった視点も踏まえるべきであるとの考えをまとめた。

#### ④ 条例を制定する際に必要な要素

「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定する際には、振興理念、効果的な施策の前提となる実態調査の実施、多様な視点から地域経済の実態や施策ニーズについて意見を交わす場の創設（産業振興会議）を規定することが重要である点を確認してきた。

第3分科会では、これら3点（振興理念、実態調査、産業振興会議）について、より具体的な視点や考え方、手法などを以下のとおり委員間討議により整理したところである。

##### ア) 振興理念

これまでの本市の地域経済を牽引し、市の発展、躍進に大きな役割を果たしてきたのは中小企業や小規模企業である。

また現在においても中小企業や小規模企業は、本市の企業・事業所の中で大多数を占めており、本市にとっての地域経済活動や雇用の維持・確保を担うかけがえのない存在である。

これらの点を再認識し、その振興に当たっては、以下の視点を踏まえることが重要であると考える。

1. 中小企業・小規模企業振興に関する基本的事項を定めること。
2. 中小企業と言っても過言ではない農林事業者を含めた中小企業・小規模企業の基盤を強化するとともに、地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成に向け努力すること。
3. 農林事業者を含めた中小企業・小規模企業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、産業支援団

体、金融機関、大学、市民等の多様な主体が、相互に連携・協働して推進すること。

4. 農林事業者を含めた中小企業・小規模企業の振興により、市民生活の向上を図り、環境と調和のとれた地域社会の発展を目指すこと。
5. 市、事業者、経済団体、産業支援団体、金融機関、大学、市民等の役割及び責務を明記すること。

### イ) 実態調査

本市ではこれまで、中小企業や小規模企業に対する実態調査の手法としては、国、県及び地元金融機関の基本調査やハローワークからの雇用情報の把握、市主催の地域経済に係る情報交換会や金融懇談会の実施、さらには各商店街との会議、打合せなどを通じた情報収集を行い、本市の経済動向や中小企業等の実態の把握に努めてきたところである。

しかしながら、市としてこれら実態を適切に分析し、的確に施策や事務事業に反映できたのか、また執行機関内や関係機関・団体と十分に情報共有がなされてきたのか、今一度振り返るべきである。

なお、日々刻々と変化する社会・経済状況や人・モノ・金が限られる状況の中で、実態調査の範囲や手法、内容等について限度があることは十分に理解するものの、一方で、中小企業、小規模企業への適切な実態調査がなければ、的確な施策や事務事業の立案は不可能である。

よって、実態調査に当たっては、以下の視点を踏まえることが重要であると考えらる。

1. 職員自らが定期的に直接各事業者を訪問し、現場の生の声を聴き実態調査に努め、政策立案につなげること。
2. 実態調査の方法は、定期的な中小企業・小規模企業ごとの<sup>しっかい</sup>悉皆調査を基本とすること。  
(※悉皆とは…残らず、すっかり、全部)

### ウ) 産業振興会議

農林事業者を含めた中小企業・小規模企業の振興に関する施策について、調査・研究・審議・政策立案するため、各事業者や従業員、経済団

体、産業支援団体、金融機関、大学等の学識経験者、大学生、一般市民、市職員で構成する産業振興会議の設置が重要であるとする。また産業振興会議については、中小企業や小規模企業の振興施策について検討、推進する重要な組織として育て、ひいては、本市の中小企業、小規模企業の振興、地域経済活性化へとつなげていかなければならない。

よって、産業振興会議の設置・運営に当たっては、以下の視点を踏まえることが重要であるとする。

1. 市長の附属機関として位置づけること。
2. 委員は非常勤特別職として市長が委嘱又は任命する。謝金も支給すること。
3. 定期的に会議を開催すること。
4. 会議の構成員は下記の範囲等から選任すること。
  - ①農業 ②林業 ③商業 ④飲食業 ⑤工業 ⑥観光業 ⑦建設業
  - ⑧サービス業 ⑨金融機関 ⑩商工会議所、商工会、商店会、商店街連合会、農業協同組合、その他市内において経済活動又は地域経済の振興を行う経済団体等に従事又は加盟している事業者又は従業員
  - ⑪学識経験者 ⑫一般市民 ⑬短・大学生 ⑭公益財団法人その他の団体であって、事業者に対する支援に関する業務を行う農林業を含む産業支援団体
  - ⑮学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校の教職員 ⑯国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関及びその他の研究機関の教職員
5. 委員の選任は、可能な限り公募に努めること。
6. 任期は2年とし、再任は妨げないこと。
7. 市長は産業振興会議の意見を参考にし、振興策を実施すること。
8. 会議は全て公開で行い、議事録を作成し公表すること。
9. 会議の事務局は商工課内に設置し、担当職員を配置すること。
10. 委員の定数は20名程度とすること。
11. 振興会議の組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定めること。

### (3) 審査への反映

以上のとおり、第3分科会では、本テーマに係る調査研究を実施するとともに、委員間討議を通じて条例のあり方への理解を深め、一定の考えを取りまとめてきた。

なお、当分科会委員で構成する予算決算委員会第3分科会では、これら調査研究や委員間討議により深めてきた問題認識を踏まえ、平成29年2月定例会において、第7次総合計画における政策分野12「中小企業」から論点を抽出し、中小企業・小規模企業振興のあり方や条例制定の考え方について執行機関の考えを質してきた。

このような中で、執行機関より、中小企業・小規模企業振興基本条例の制定に向けて前向きな答弁がなされ、平成29年6月の産業経済委員会協議会では、関係機関と条例制定に向けた機運の醸成を図りつつ、平成30年4月の条例施行に向けた具体的な考え方やスケジュール（図3）が示されたところである。

【図3：協議会で示された条例制定までのスキーム】



## 第3-2 テーマ別検討経過

### 第2テーマ：交流人口の拡大と地場産業の振興・連携施策のあり方

#### (1) 調査研究の経過

##### ① 行政調査の実施

本分科会の委員で構成する産業経済委員会では、本テーマと関連性を持たせながら、行政調査を実施してきた。行政調査では、調査先自治体の地場産業の現状や各種振興施策について理解を深めるとともに、本市地場産業の活性化や交流人口の拡大を図るためには、どのような要素や考え方が必要であるのかという視点を意識しながら、調査に臨んだところである。

行政調査の概要は以下のとおりである。

##### ア) 調査地：群馬県桐生市

テーマ：地場産業の現状と振興施策について

産学官連携・創業支援施策について

実施日：平成28年7月21日（木）

桐生市には、地場産業として1300年の長い歴史を持つ和装・織物産業がある。しかし1980年代をピークに売上高は10分の1に減少し、所得の減少が後継者不足、事業の廃業へつながるなど、厳しい状況にある。このような状況の中、商談会やプロモーションショーの開催など国内のみならず海外も含めた販路開拓、さらには繊維大学の開校による人材育成・担い手対策などを行っている。

また、産学官連携・創業支援施策としては、桐生市・群馬大学理工学部・産業界・関連団体による「まちの中に大学があり、大学の中にまちがある」推進協議会を組織し、新技術・製品開発の支援、創業支援事業計画に基づいたインキュベーションオフィスの運営、金融支援、勉強会の開催など、さまざまな取り組みを行っている。

第3分科会では、地場産業を取り巻く厳しい現状を認識し、改めて地場産業の活性化を図ることの難しさを確認したところである。

##### イ) 調査地：長野県佐久市

テーマ：農業振興の取り組みについて

実施日：平成28年7月22日（金）



佐久市では、平成25年5月に策定した「佐久市農・商・工連携地産地消推進プラン」に基づき、「安全・安心 まるごと食べよう！佐久ブランド」をキャッチフレーズとしながら、4つの実践目標を掲げ各種事業を実施している。なお、取り組みの1つである学校給食応援団事業では、子ども達に地元農産物への理解を深めてもらう食育の推進と佐久市農業の活性化を目的に、行政、農業者、給食センター、学校現場がそれぞれ協力しあい、お互いが顔の見える関係の中で地元農産物を学校給食に使用する取り組みが行われている。

当該事業については、協力農家団員数、納入品目、納入数量が年々増加傾向にあり、第3分科会では、地域経済循環を意識した取り組みの重要性を確認したところである。

## ② 懇談会の総括（交流人口の拡大と地場産業の連携・振興について）

懇談会では、地場産業の現状や交流人口の拡大に向けた方策などさまざまな忌憚のないご意見を頂いたところである。第3分科会では、このような意見を踏まえ、さらなる調査・研究を進めていくことを確認したところである。なお、懇談会での主な意見は次のとおりである。

### ア) 交流人口の拡大と地場産業の連携施策について

- ・ あれもこれもではなく、本市の地域資源に特化して、または切り口にしてPRなどを進めるべきではないか。
- ・ 今後は、外国人との交流の視点が非常に重要である。
- ・ 空き店舗について新たに商売をやりたい人に貸し出す仕組みなどを構築し、交流人口の拡大、賑わいの創出などにつなげることはできないか。（金沢堅町商店街の成功例）
- ・ 市内の飲食店・旅館等で漆器を常に使用し、観光客へ提供する。地場産業の振興と交流人口双方が良くなるような施策を考えられないか。
- ・ 農の視点だが風評被害の状況として、関東は米の出荷について、全袋検査が条件ではあるがだいぶ良くなってきた。関西は厳しい。沖縄は全く駄目。海外では、中国・韓国・台湾は駄目、東南アジアは大丈夫という状況である。交流人口の拡大のためにはまずは風評被害の払拭ではないか。

## 第4 次期分科会への申し送り事項

### (1) 中小企業・小規模企業振興基本条例制定後の運用のあり方について

第3分科会の第1テーマとして掲げた産業振興基本条例等の政策的手法の検討については、前期議会から引き継いだ長年の研究課題であったが、さまざまな政策研究を通して、まずは中小企業・小規模企業に焦点を当てた「中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定に向けて、分科会として一定の考えを取りまとめたところである。

このような中で、執行機関より、平成30年4月を目途に中小企業・小規模企業に係る基本条例を制定・施行していく考え方が示され、本市にとってかけがえのない存在である中小企業・小規模企業の振興に向けたさらなるスタートが切られる見通しとなった。

しかしながら、条例については制定が目的ではなく、条例がより実効性を持ち、本市地域経済の中心的存在である中小企業、小規模企業に寄り添った生きた条例を目指していかなければならない。このことを踏まえれば、第3分科会では今後も予算審査や決算審査の機会を通じて、条例運用のあり方や中小企業の振興施策について執行機関の考えを質し、必要に応じて政策提言するなど、さらなる監視機能を果たしていく必要があると考える。

### (2) 交流人口の拡大と地場産業の連携・振興施策のあり方について

第3分科会の第2テーマとして掲げた交流人口の拡大と地場産業の振興・連携施策のあり方については、さまざまな機会を通して調査研究を進めてきた経過にあるが、今期分科会では、第1テーマである産業振興基本条例等の政策的手法の検討を優先して問題分析に当たってきたことから、本テーマについて分科会としての具体的な考えをまとめるまでには至らなかった。

しかしながら、定住人口が減少傾向にある中で、積極的な観光誘客やコンベンションの誘致など交流人口を拡大させることは、人口減少の影響を緩和し地域の活力を取り戻すための重要な論点になるものと認識する。

また、国のインバウンド施策により平成28年の訪日外国人観光客が過去最高を記録するなど、交流人口の拡大に向けて追い風となる状況も見られる。

このようなことから、本テーマについては、本市の状況や国の施策等を見極めつつ、交流人口を増やし本市の地場産業に結びつけ、ひいては、本市地域経済の活性化につながられるよう、今後さらなる調査研究が必要であると考える。

## 第5 これまでの調査研究に係る経過一覧

年	月 日	内 容
平成 27 年	9月29日	□自主研究（前期議会からの申し送り事項の確認）
	10月13日	□自主研究（今後の調査研究の進め方、討論テーマの具体化討議）
	10月20日	□自主研究（産業経済委員会行政調査について）
	11月4日	□自主研究（産業経済委員会行政調査について）
	11月17日	□自主研究（公設卸売市場関係者との懇談会）
	11月17日 ～18日	□産業経済委員会行政調査（埼玉県上尾市＝上尾市産業振興ビジョンに基づく産業振興会議の取り組み、山梨県甲府市＝地方卸売市場の指定管理者制度導入の経過と現状について）
	11月25日	□自主研究（産業経済委員会行政調査の総括）
平成 28 年	1月13日	□自主研究（政策研究セミナー開催に向けた事前協議について）
	1月19日	□自主研究（政策研究セミナー開催に向けた事前協議について）
	2月1日	□自主研究（東山温泉観光協会との懇談会）
	2月3日	□自主研究（芦ノ牧温泉観光協会との懇談会）
	2月10日	□自主研究（会津若松商工会議所各部会との懇談会）
	2月12日	□自主研究（各種懇談会の総括）
	2月12日	□政策研究セミナー（高崎経済大学地域政策学部・河藤佳彦教授＝「地域産業の活性化方策を考える」
	3月30日	□自主研究（政策研究セミナー受講後の総括、今後の調査研究の進め方）
4月11日	□自主研究（今後の調査研究の進め方）	
5月9日	□自主研究（産業経済委員会行政調査について）	

年	月 日	内 容
平成 28 年	5月11日	□自主研究（中小企業家同友会会津地区との懇談会）
	5月11日	□自主研究（会津若松商工会議所青年部との懇談会）
	5月16日	□自主研究（会津若松漆器協同組合との懇談会）
	7月19日	□自主研究（農業委員との懇談会）
	7月21日 ～22日	□産業経済委員会行政調査（群馬県桐生市＝地場産業（桐生織物産業）の現状と産学官連携施策の取り組み、長野県佐久市＝農業振興施策の取り組み）
	7月29日	□自主研究（産業経済委員会行政調査の総括）
	8月23日	□自主研究（会津若松市商店街連合会との懇談会）
	10月14日	□自主研究（政策研究に係る中間報告）
	10月21日	□政策討論会全体会・中間報告
	11月4日	□自主研究（あいづ商工会との懇談会）
平成 29 年	12月12日	□自主研究（各種懇談会の総括）
	12月27日	□自主研究（JA会津よつば会津地区との懇談会）
	1月27日	□自主研究（県内12市の中小企業・小規模企業振興条例の調査報告）
	2月8日	□自主研究（産業振興に係る条例制定のあり方）
	2月15日	□自主研究（産業振興に係る条例制定のあり方）
	4月13日	□自主研究（政策研究に係る中間報告）
	4月20日	□自主研究（政策研究に係る中間報告）
	4月26日	□政策討論会全体会・中間報告
	6月19日	□自主研究（政策研究に係る中間総括のまとめ）
	7月11日	□自主研究（政策研究に係る中間総括のまとめ）
7月27日	□自主研究（政策研究に係る中間総括のまとめ）	
8月9日	□政策討論会全体会・中間総括報告	